

# 振込入金口座利用規定

## 第1条（サービスの概要および定義）

1. 本規定において「本サービス」とは、当社が、当社の個人事業主または法人のお客さまに対して提供するサービスで、第三者（以下「振込人」といいます）がお客さま宛てに振込送金をする場合において、当該振込人からの振込金を収納する収納専用の口座番号（以下「振込入金口座番号」といいます。）を発行し、当該振込入金口座番号によって特定される仮想の口座（以下「振込入金口座」といいます）宛ての振込入金があった場合に、その都度、第2号に定める振替先口座に振り替えるサービスをいいます。
2. 「振替先口座」とは、本サービスの利用にあたり、お客さまが振込入金の振替先として指定する、お客さま名義の当社における円普通預金口座をいいます。

## 第2条（契約の成立）

1. お客さまは、当社ウェブサイトより本サービスの利用申込を行うものとします。
2. 当社が、前項に定める利用申込を承諾したことをもって、お客さまと当社の間で本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます）が成立するものとします。ただし、当該申込が当社所定の条件に合致しない場合、当社は、当該申込を承諾しないものとします。

## 第3条（振込入金口座番号の発行および割当等）

1. お客さまは、前条の定めに基づき利用契約が成立した後、当社ウェブサイトにて振込入金口座番号を発行することができるものとします。
2. 振込入金口座番号の発行は1口座単位で行うものとし、1回の発行手続きによる発番上限数は2000口座とします。発番される振込入金口座番号については当社が指定するものとし、お客さまが指定することはできません。なお、提携企業契約をされているお客さまはこの限りではありません。
3. 当社は、振込入金口座番号の割当を行いません。お客さまは、自らの責任と負担において振込人に、任意で振込入金口座番号を割り当て、お客さまの管理において振込確認を行うものとします。
4. 振込入金口座の名義は、当社所定の内容となります。また、発行済みの振込入金口座の名義変更はできません。
5. 振込入金口座番号の追加発番の申込は、当社所定の手続きに従って行うものとします。
6. 振込入金口座番号の削除は、当社所定の手続きに従って申込むものとし、すべての振込入金口座番号の削除手続きが終了するまでは、利用契約および振替先口座の解約は行えません。

#### 第4条（振込入金の振替等）

1. 当社は、振込入金口座宛の振込入金の処理が完了した後、速やかに振込入金された資金を当該振込入金口座に係る振替先口座に振替えます。なお、本サービスにおいて、振込入金された資金を複数の振替先口座に振替えることはできません。
2. 当社は、前項の定めに従い振替を行った後、振替先口座の入出金明細に当該振替に係る当社所定の情報を表示します。

#### 第5条（振替先口座の変更等）

1. お客さまは、発行時に指定した振替先口座を、別の円普通預金口座に変更することはできません。
2. お客さまは、本サービスにおいて複数の振替先口座の利用を希望する場合、当社所定の口座の手続きにおいて指定を行うものとします。

#### 第6条（利用契約の解約）

1. お客さまは、利用契約の解約を希望する場合、当社ウェブサイトにて解約手続を行うものとします。
2. 振込入金口座利用契約の解約は利用契約単位で行うものとします。

#### 第7条（取扱時間等）

1. 本サービスの取扱（利用申込、振込入金口座番号の発行・解約受付を含みます）時間は、原則として、24時間365日とします。ただし、当社が、システム点検のため、またはシステム障害その他のやむを得ない事由により本サービスの提供を停止している場合はこの限りではありません。
2. 振込入金口座は振込入金口座番号の発行後、即時に利用可能となるものとし、利用開始日時を指定しての発行予約はできません。

#### 第8条（禁止事項）

お客さまは、本サービスの利用に関して次の各号に定める行為、またはそれらのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害、または侵害する恐れのある行為
- (2) 当社のサービス運営を妨害し、当社の信用を毀損し、当社の財産を侵害し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (3) 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により、当社または第三者の個人情報を収集する行為

- (4) 法律、政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反する行為
- (5) 反社会的あるいは反道徳的な目的による行為
- (6) 公序良俗に反する表現・内容を含む行為
- (7) 前各号に定める行為を第三者をして行わせる行為
- (8) 前各号に準じる行為

#### 第9条（手数料）

1. お客さまは、当社所定の本サービスに係る各種取扱手数料およびこれに対する消費税額（以下「取扱手数料等」といいます）を支払うものとします。なお、当社は、取扱手数料等を、お客さまの当社における円普通預金口座から自動的に引落す方法により受領するものとします。
2. 当社は、取扱手数料等を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。

#### 第10条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で事前に変更日および変更内容を告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

#### 第11条（サービス提供の終了等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまの承諾、お客さまに対する通知その他の手続きを要することなく、振込入金口座番号の発行を含む本サービスの一部または全部の提供を停止し、また利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本サービスがお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはその恐れがあると当社が判断した場合
  - (2) 当社が、銀行取引規定に基づき振替先口座における預金取引の全部または一部を停止した場合
  - (3) 取扱手数料等の引落しが長期に渡り実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合
  - (4) お客さまが、本規定の変更に同意しない場合
  - (5) お客さまが、利用契約、または当社が定める別の規定に違反し、当社が相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反を是正されなかった場合
  - (6) 前各号の他、当社が本サービスの提供を停止し、または利用契約を解除すべきと判断する相当の事由がある場合
2. 前項第1号に定める場合、お客さまは、当社所定の本人確認および不正使用に関する調

査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。

#### 第 12 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

#### 第 13 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2020 年 4 月 1 日現在）